

概要版

名護市立学校適正規模・適正配置に 関する基本方針

(案)

令和6年12月

学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定の背景と目的

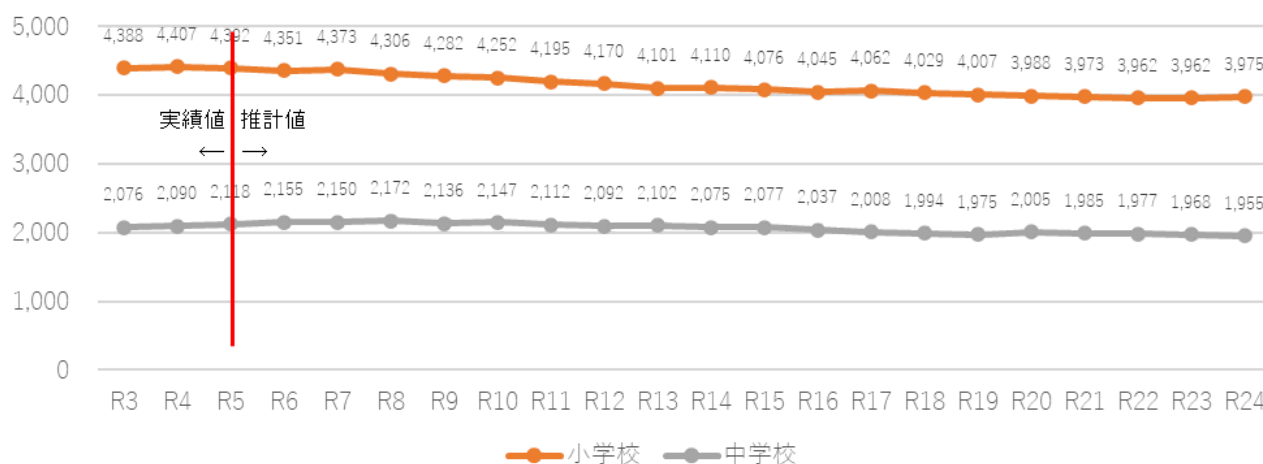
本市においては、中山分校を含め小学校が14校、中学校が8校設置されています。

現在、屋部小、大宮小及び名護小については、特別支援学級を含めると、学校全体で31学級以上を超えており、学校敷地が狭小のため、これ以上の増築は困難な状況にあります。また、現在小学校において小規模校が8校あり、現時点で、恒常的に複式学級が発生している学校は中山分校を除いてありませんが、今後の推移を見守りながら、教育環境の整備に努めていく必要があります。

このような現状を踏まえ、小中学校の今後の児童生徒数の推移に準じた学級数の動向、学校区及び学校施設の課題等を調査・分析・整理し、今後の本市における学校適正規模・適正配置に向けた「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」の策定を行うことを目的とします。

名護市の子ども数の推計

名護市立小中学校に通学する児童生徒の推計結果（人）



名護市の学校適正規模の定義

学級数

1学校あたり 6～24学級（※普通学級を基準とします。）

（小学校）1学年あたり1～4学級

（中学校）1学年あたり1～8学級

1学級あたりの児童数

原則、沖縄県が推奨する少人数学級編成に準ずるものとしませんが、各学校の施設規模に応じ、柔軟に対応することとします。

学年	1 学年	2 学年	3 学年	4 学年	5 学年	6 学年
児童数 (小学校)	30人	30人	35人	35人	35人	35人
生徒数 (中学校)	35人	35人	35人			

学校あたりの児童生徒数の目安

（小学校）200～800人

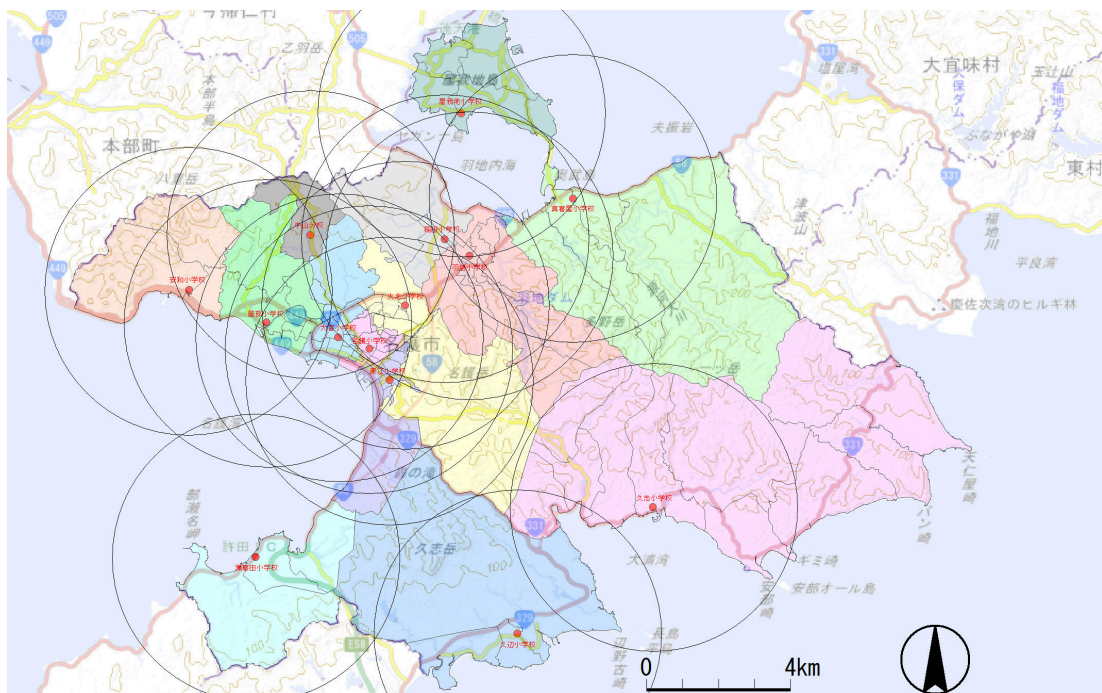
（中学校）105～840人

名護市の学校適正配置の定義

本市立学校の通学距離の目安は、国の基準に準じて、通学距離及び通学時間の負担軽減や安全面を考慮し、おおむね小学校で「4 km以内」、中学校で「6 km以内」とします。ただし、特別な場合においてはこの限りではなく、柔軟に対応するものとします。

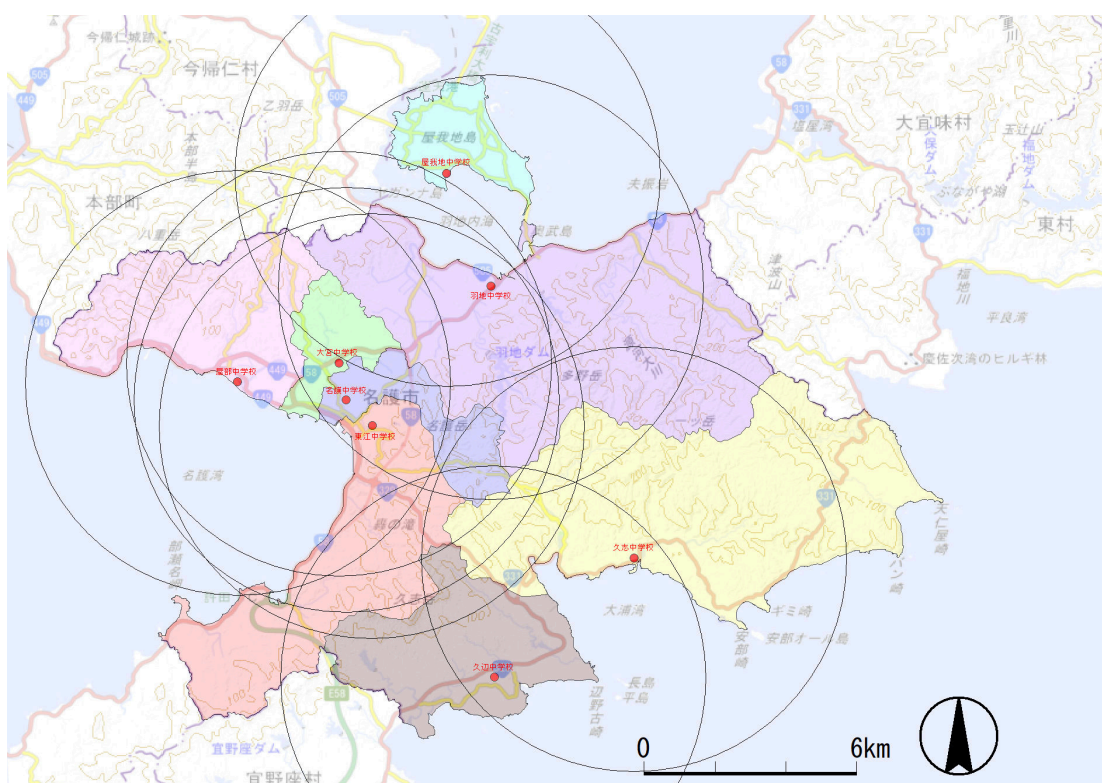
分類	通学距離の目安
小学校	おおむね 4 km以内
中学校	おおむね 6 km以内

小学校の通学距離状況



※図内の円は4 kmの範囲を示す
国土地理院地理院地図（標準地図）を利用し独自で作成

中学校の通学距離状況



※図内の円は6 kmの範囲を示す
国土地理院地理院地図（標準地図）を利用し独自で作成

学校規模の適正化を図る手法の実施方針

学校規模の適正化を図るため、学校規模区分ごとの対応について手法の実施方針を以下のとおりとします。

過大規模校における子ども達へのより良い教育環境提供のための方策

- ① 東江小学校に市内全域又は特定の学校から選択できる制度を導入し、東江小学校区に居住していながら指定校変更制度により流出している状況を抑制すると共に、過大規模校からの児童を受け入れることで、児童数の平準化を目指します。なお、保護者が子弟が通う学校を検討する際には、小学校だけではなく、進学する中学校も見据えた上で学校を選択することが通常であることから、特色ある教育の導入にあたっては、東江小学校のみならず、東江中学校も含めるものとし、その内容については、今後、学校・地域・保護者と協議を重ねて具体的に検討していきます。また、審議会において特色ある教育の案として出された意見については、特色ある教育の検討に当たって協議する際の参考資料とします。
- ② 大北小学校の特色ある教育をPRすることで、大北小学校区に居住していながら指定校変更制度により流出している状況を抑制することで、児童数の平準化を目指します。
- ③ 屋部小学校区全体を調整区域とし、指定校変更制度を活用して安和小学校への入学・転学を可能とし、併せてこれをPRすることにより、屋部小学校の児童数減を図ります。（安和小学校の小規模校解消に向けた取組にも寄与します）。
- ④ ①については、令和9年度からの実施を目標に取り組みます。②及び③については、令和8年度の入学に向けて令和7年度からの実施を目標に取り組みます。
- ⑤ ①の開始から5年毎を目途に検証を行い、過大規模校の解消が今後見込めないと判断した場合は、更なる方策を検討します。

小規模校における子ども達へのより良い教育環境提供のための方策

①安和小学校について

- (ア) 屋部小学校区全体を調整区域とし、指定校変更制度を活用して安和小学校への入学・転学を可能とします。
- (イ) 上記制度内容と現在の特色ある教育をPRすることで、安和小学校区に居住していながら指定校変更制度により流出している状況を抑制すると共に、屋部小学校区からの児童の流入を図ることで児童数増を目指します（屋部小学校の過大規模校解消に向けた取組にも寄与します）。
- (ウ) 放課後の子供の居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。
- (エ) (ア) 及び (イ) については、令和8年度の入学に向けて令和7年度からの実施を目標に取り組みます。(ウ) については、令和7年度から協議を開始します。
- (オ) (ア) 及び (イ) の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、屋部小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

②中山分校について

- (ア) 中山分校の今後の在り方について、教育委員会・保護者・地域・学校で協議を行い、令和7年度中を目標に、遅くとも令和8年度中には方向性を決定します。
- (イ) 継続を行う場合は、安和小学校又は瀬喜田小学校の例を参考に小規模校における子ども達へのより良い教育環境提供のための方策の検討を教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。
- (ウ) 継続を行う場合は、(イ) により決定した事項の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、本校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

③瀬喜田小学校について

- (ア) 小規模特認校制度を活用し特色ある学校を構築し、併せてこれをPRすることにより、市街地から少人数学級を希望する児童の受入れを行い複式学級の解消を目指します。
- (イ) 放課後の子供の居場所設置について、事業形態や事業主体も含めて教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。
- (ウ) (ア)については、令和9年度からの実施を目標に取り組みます。(イ)については、令和7年度から協議を開始します。
- (エ) (ア)の開始から5年毎を目途に検証を行い、複式学級の解消が今後見込めないと判断された場合は、東江小学校への統合について保護者及び地域住民等と協議します。なお、統合の際には、これまでの事例と同様に、スクールバスの運行など登下校時の通学支援を検討します。

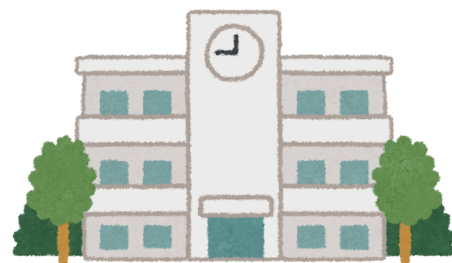
④上記以外の小規模校について

上記で方針を定めた学校以外の小規模校（1学年1学級）は、現時点で真喜屋小、稲田小及び久辺小の3校です（小中一貫教育校除く）。今後、年度ごとに児童数の推移を注視し、複式学級の発生が予想される場合は、上記の例を参考に小規模校における子ども達へのより良い教育環境提供のための方策の検討を教育委員会・保護者・地域・学校で協議します。

⑤特色ある教育の導入についての留意点

現在、緑風学園と屋我地ひるぎ学園においては、小中一貫校の制度を活用し、緑風学園では英語教育（教育課程特例校）、ふるさと学習を実践しています。また、屋我地ひるぎ学園においても恵まれた地域資源を活用した体験的な活動「美ら島タイム」の導入や、小学校1年生からの「英語教育」を推進しています。

今後、その他の小学校における特色ある教育の導入については、緑風学園及び屋我地ひるぎ学園との差別化を図るものと共に、両校が再び複式学級に陥らないように注視します。



学校規模の適正化を図る手法

学校規模の適正化を図るための手法は以下のとおりとします。

対策の分類	項目	内容
過大規模校	校区の調整区域化	学校区の一部又は全部を調整区域とし、隣接する学校への転入学を可能とする
	過大規模校への流出抑制及び受入	受入校に市内全域又は特定の学校から選択できる制度を導入し、児童生徒の流出を抑制すると共に、過大規模校からの児童を受け入れる
	情報発信	受入校の特色ある教育を情報発信することで、児童の流出を抑制する
小規模校	校区の調整区域化	隣接する学校区の一部又は全部を調整区域とし、小規模校への転入学を可能とする
	情報発信	小規模校の特色ある教育を情報発信することで、児童の流出を抑制すると共に過大規模校からの児童を受け入れる
	こどもの居場所設置検討	放課後のこどもの居場所設置について検討する
	小規模特認校制度の導入	小規模特認校制度を活用し特色ある学校を構築し、市街地から少人数学級を希望する児童の受入れを行う
小規模校 (分校)	継続・統合について協議	分校の継続又は本校への統合も含めて、早期に協議を行い方向性を決定する

各小学校の方策実施スケジュール

学校	方策	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14～
東江小学校	特色ある教育の導入	●検討	→	●実施				5年ごとに検証	5年ごとに検証
大北小学校	特色ある教育のPR	●検討	●実施						
屋部小学校	屋部小校区の調整区域化で安和小への転出促進	●検討	●実施				5年ごとに検証		5年ごとに検証
安和小学校	特色ある教育のPR	●検討	●実施				5年ごとに検証		5年ごとに検証
	こどもの居場所設置	●協議開始	→	●第2ステップ	→				
瀬喜田小学校	小規模特認校制度	●検討	→	●実施				5年ごとに検証	5年ごとに検証
	こどもの居場所設置	●協議開始	→	●第2ステップ	→				
中山分校	分校継続または統合の検討	●協議	●方向性決定	→	●方向性決定後の取組				
上記以外の小規模校	今後の児童数の推移を注視	●児童数の推移を注視	→						

学校適正化に向けた今後の課題

適正規模・適正配置を実現するにあたっては、次の事項に特に留意する必要があります。

①児童生徒への配慮

児童生徒の学校生活などに影響が出ないように配慮し、取り組みを進めます。

②通学路の安全確保

通学区域の弾力化の拡大などの手法によって、通学路・通学距離が変更した場合、児童生徒の通学の安全確保に十分配慮できるように努めてまいります。

③保護者、学校関係者、地域の理解と協力

各学校はこれまで地域社会と密接な関係を持ち、地域コミュニティの核としての役割を担ってきたことから、学校の適正規模・適正配置を図る上では、保護者、学校関係者、地域の方々と情報及び課題などを共有し、理解と協力が得られるように努めてまいります。

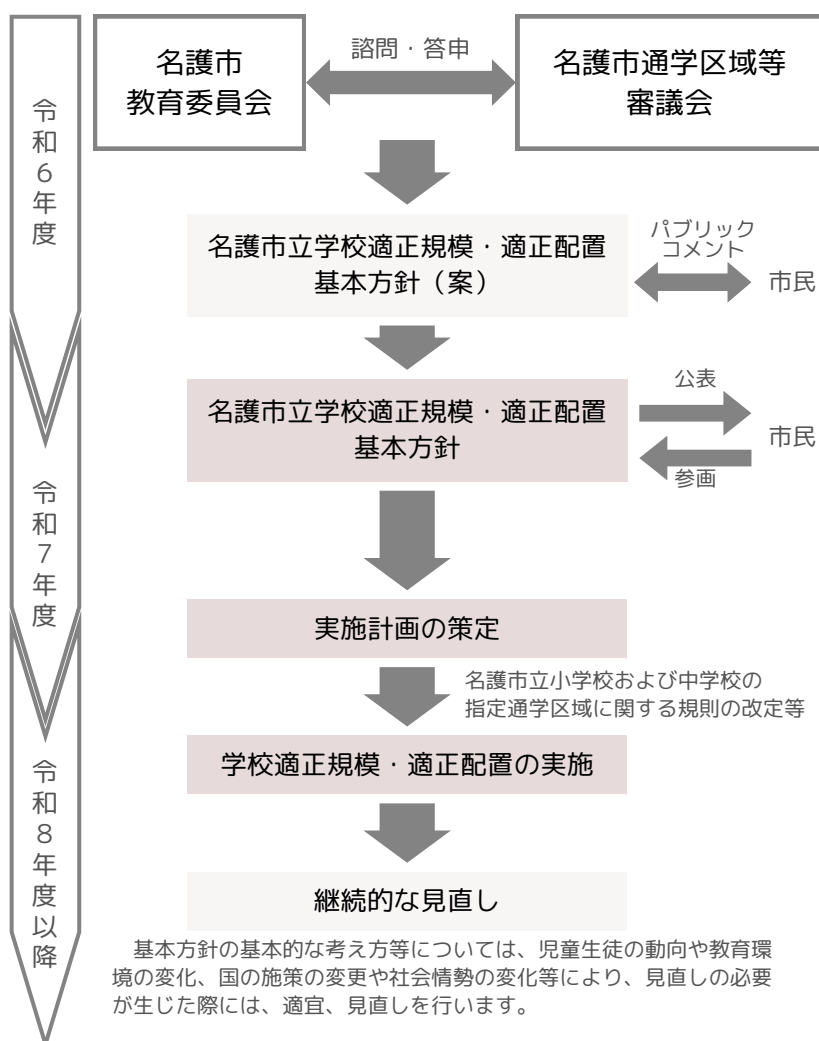
④庁内関係課との緊密な関係

学校の適正規模・適正配置を進めるにあたっては、施設整備をはじめ、まちづくり施策の一環として防災、福祉、幼児教育など様々な関連部署との連携を図り、情報共有に努めてまいります。

⑤継続的な見直しの実施

基本方針の基本的な考えなどについては、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の施策の大幅な変更や社会情勢の変化などにより、見直しの必要が生じた際には、適宜、見直しを行いながら推進していくものとします。

学校適正化を図るためのフローチャート



まとめ

本基本方針においては、令和24年までの児童生徒数及び学級数の推計をおこない、今後対応が必要な学校規模区分に該当する学校を予測することで、適正化を図るための対応などについて検討を行いました。ただし、今後の民間事業者などにおける宅地開発や社会情勢の変化に伴い、児童生徒数が急激に増減することから、引き続きその動向は注視する必要があります。

児童生徒のより良い生活・学習環境の実現に向けては、学校適正規模を図る他、教育内容の充実や学校施設環境の充実なども求められています。児童生徒が等しく充実した学校生活を送ることができるよう教育環境の整備についても関係部局と連携を図り並行して進めてまいります。

今後とも、保護者や学校関係者、地域の方々と情報を共有し、学校の適正規模と適正配置の施策について取り組んでまいります。

【概要版】名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針(案)

名護市教育委員会
〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
TEL:0980-43-7270

